

雄物川の刈草を無償提供します

雄物川では堤防の管理のため、年2回除草を行っており、発生した刈草を希望者へ無償で提供することで、資源の有効活用とともに処分にかかるコスト削減を図っています。

■提供の条件

- ご自分で積込、運搬できる方
 - 転売しないこと
 - 営利目的に使用しないこと
- ※引き取り後は利用者の責任において使用してください
(国土交通省は一切の責任を負えません)



作業イメージ

直径約50cm
長さ約70cm
約10kg



■提供場所

秋田市茨島5丁目6-28
茨島出張所
電話 018-862-4362



■申し込み方法

別添の申込用紙に記入・押印のうえ、茨島出張所へ提出してください。

申込受付： 平日9:00～17:00

提供時期： 平成28年6月22日(水)から
※無くなり次第終了となります

お問い合わせ先



国土交通省 東北地方整備局 〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28
秋田河川国道事務所

電話 018-862-4362

茨島出張所

FAX 018-862-4750

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>

刈草提供申込書

申請月日	平成 年 月 日
住所	
氏名	
連絡先	
利用目的	家畜の飼料 敷ワラ 堆肥 その他()
希望量	軽トラック 台分・[]台分 又は、 m ³ 若しくは 刈草 kg
運搬方法	
搬出予定	平成 年 月 日 時頃

酪農環境負荷軽減支援事業に基づく草刈提供証明書発行の希望
する しない
<small>※証明書は、刈草の搬出後に発行しますので、お手数ですが、搬出後に当出張所へお越し下さい。</small>

引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)ないよう責任をもって管理し、上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

氏名: _____ 印

国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所 茨島出張所長

個人情報の保護

上記申請書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。